

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	イオンリテール株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
工場等の名称	イオンリテール株式会社 イオン南陽店
工場等の所在地	愛知県名古屋市港区春田野1-330
業種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	各種商品の販売
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年10月5日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	(場所) イオン南陽店
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-303-8200		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

私たちは、お客さまへの安全・安心な店舗・商品・サービスの提供を通じて、豊かなくらしと地球環境保全の両立に取り組めます。

取り組みの推進に当たっては、環境マネジメントシステムを運用し、定期的な見直しを行い、環境パフォーマンスを向上させるよう継続的に改善を進めます。

(1) 私たちは、脱炭素社会の実現のため、全ての事業活動における温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

(2) 私たちは、事業活動を通じた生態系への影響と恩恵を把握し、保全活動を推進します。

(3) 私たちは、持続可能な資源利用のために資源循環の促進に取り組めます。

(4) 私たちは、環境側面に関わる法規制等の順守義務を順守し、汚染の予防に努めます。また、本指針に従業員および当社の事業活動を支える全ての人々に周知するとともに広く公開します。

(5) 私たちは、お客さまをはじめとする多くの方々とパートナーシップを築き、取り組みの輪を広げていきます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

(最高経営者)

代表取締役社長

(環境統括責任者)

営業担当役員

(環境管理責任者)

総務担当役員

(ISO推進委員会 委員)

カンパニー支社長

(ISO推進責任者)

店長

(ISO推進担当者)

人事総務課長

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2, 113	t-CO ₂
① （温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素排 換出 算） 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2, 113 t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量	2, 113	t-CO ₂	2, 081	t-CO ₂	1. 5	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

まずは一昨年の令和 2 年レベルにします。（令和 2 年排出量 2 0 8 3）
--

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー 省資源行動の実践 (冷暖房)	冷房温度27℃以上 暖房温度18℃以下を徹底する	夏季・冬季の使用電力 昨対 2 %削減
省エネルギー 省資源行動の実践 (冷凍機・冷ケース)	冷蔵ケースの夏季・冬季および商品による温度管理の徹底	夏季・冬季の使用電力 昨対 2 %削減
省エネルギー 省資源行動の実践 (照明)	・ 使用しない部屋や昼休みの時間外消灯の徹底 ・ プルスイッチに消灯意識付けカードによる実践	不要照明、消灯の意識付けと省エネの意識付け
廃棄物の排出抑制	・ 文書の電子化による紙使用量の削減 ・ 裏紙・両面コピーの推進	紙使用量の削減
省エネルギー設備への切り替え	・ 照明のLED化 ・ 省エネ効率の高い冷蔵ケースへの入れ替え	令和 4 年 一部切り替え予定

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--